令和7年7月

保健総務課医事チーム

診療所管理者兼任許可申請について

【添付書類】

①　管理者にしようとする者の履歴書、免許証の写し（原本照合が必要）

②　臨床研修修了登録証の写し（原本照合が必要）

③　管理者にしようとする医師の現に管理する診療所の所在地、診療日、診療時間等が分かる資料

【留意事項】

次のすべてに該当する場合に限り許可する。

①　現に管理する診療所が病床（休床中含む）を有さないこと。（現に病院、有床診療所を管理する者については許可しない。）

②　新たに管理しようとする診療所は、原則として次のいずれかに該当すること。

ア　山間へき地又は無医地区にある入院施設を有さない診療所

イ 　域診療所

ウ　社会福祉施設内診療所

エ　人口急増地域等で医師不足のため、地域住民の医療に支障を生じている地域にある入院施設を有さない診療所

オ　休日夜間診療所等地域における特殊な医療需要のために開設された公的診療所

③　現に管理する診療所と新たに管理させようとする診療所との移動に要する時間が概ね３０分程度であること。

④　現に管理する診療所と新たに管理させようとする診療所の診療日又は診療時間が重複しないものであること。

⑤　管理者兼任の許可をする場合は、自己の開設する診療所の管理に支障がなく、医師（又は歯科医師）が居住する地域住民の医療にも支障が生じない場合に限り認める。

⑥　この申請は、管理者がするものではなく開設者がなすものであるから注意すること。